

市有財産の譲与について（藤枝市田中集会所）

次の財産を譲与することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。

記

1 譲与をする建物

藤枝市田中集会所

所在地 藤枝市田中二丁目8番12号

構造 鉄骨造2階建

延べ床面積 121.26平方メートル

2 譲与する相手方 藤枝市田中1丁目4番31号

田中地区町内会

池田 悟